

令和2年1月31日

航空局首都圏空港課

成田国際空港の施設変更許可について ～成田国際空港の更なる機能強化に向けて～

航空法に基づき、成田国際空港の更なる機能強化（B滑走路延伸・C滑走路新設等）に係る施設変更を許可します。今後、2028年度末の供用を目指し、空港の年間発着容量を50万回としていくための施設整備を進めていきます。

令和元年11月7日に成田国際空港株式会社から、航空法第43条に基づく空港等変更許可申請が国土交通大臣あて提出されました。

これを受け、航空法に基づく所要の審査等を行った結果、本変更許可申請を1月31日に許可することとしました。

成田国際空港の更なる機能強化の詳細は、別紙をご参照下さい。

（空港等変更許可申請の概要）

（1）滑走路の新設等

1) 滑走路Bの延伸

長さ：1,000m 延伸（延伸後の滑走路長3,500m）／幅：60m

2) 滑走路Cの新設

長さ：3,500m／幅：45m

（2）空港等の敷地面積

2,297ha（現況：1,198ha）【1,099haの拡大】

（3）誘導路の新設

長さ：7,471m／幅：23m

（4）完成の予定期日

令和11（西暦2029）年3月31日

○なお、空港の変更に伴い必要となる航空灯火の変更及び航空保安無線施設の設置許可申請についても、本許可と併せて許可することとしました。

＜お問い合わせ＞

国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課成田国際空港企画室
御手洗（内線：49332）、小林（内線：49314）

電話：03-5253-8111（代表）03-5253-8956（直通）FAX：03-5253-1658